下仁田町国土強靭化地域計画

概要版

策定趣旨

わが国では、繰り返される大規模自然災害により、これまで多くの尊い人命を失い、 大きな経済的・社会的損失を受けてきました。近年では、東日本大震災等の大規模地震 をはじめ、ゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、改めて大規模自然 災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)を公布・施行し、翌年 6 月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進しています。

群馬県においては、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、平成 29 年 3 月 に「群馬県国土強靭化地域計画」を策定し、平成 30 年度から毎年度必要な見直しを行っています。

このような中、本町でもあらゆるリスクに対して、「強靭な下仁田町」をつくりあげていくため、国土強靭化に関する施策を計画的に推進することを目的に「下仁田町国土強靭化地域計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画です。また、本計画は、本町の行政運営の指針となる下仁田町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靭化に関する施策の指針となる計画です。

計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和3年3月 **下仁田町**

基本目標

下仁田町国土強靭化地域計画の基本目標は、国の基本計画や群馬県国土強靭化地域 計画を踏まえ、以下のように設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

対象とする自然災害

災害の種類	想定する規模等	本町の災害特性
地震災害	M7~8程度、最大震度6強 を想定	町全域における家屋等の倒壊、 孤立集落の発生等
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土 砂災害・水害を想定	山間部の土砂災害、河川の氾 濫
暴風雪・大雪	記録的な暴風雪や大雪による大 規模雪害を想定	町内全域における人的被害及び 家屋等の被害
暴風災害	台風や竜巻、突風などによる大 規模暴風災害を想定	町内全域における人的被害及び 家屋等の被害
複合災害	大規模地震や大雨による洪水な どが同時または連続して発生する 被害	上記の複合災害

評価・見直し

計画を効率的かつ効果的に推進するため、それらの施策や数値の達成状況を評価し、 今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し(改善)を図ることが重要 です。PDCAサイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点(脆弱性)が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者 の発生や火災による多数の死傷者の発生
	1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、氾濫・浸水を もたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動 の遅れ等による多数の死傷者の発生
	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期 停止
	2-2	長期にわたる孤立集落等の同時発生
2 救助・救急、医療活動等 が迅速に行われる	2-3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等に よる救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足、支援ルート・エ ネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能 は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる 治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
	3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4経済活動を機能不全に	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等によ る企業活動等の停滞
陥らせない	4-2	食料等の安定供給の停滞
 5生活・経済活動に必要	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
最低限のライフライン	5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止
を確保し、早期復旧を	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
図る 	5-4	基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
 6 制御不能な二次災害を	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
発生させない	6-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
70±C C 6 V	6-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災 者の健康状態の悪化・死者の発生
7地域社会・経済が迅速 に再建・回復できる条 件を整備する	7–1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
	7–3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興 が大幅に遅れる事態

取り組むべき事項(施策)

起きてはな らない最悪 の事態	施策
1-1	(1) 住宅・建築物等の耐震化◆(2) 初期消火体制の強化(3) 消防力の維持・強化
1-2	(1) 治水対策の推進◆ (2) 危険箇所(水害)と避難方法の 周知
1-3	(1) 土砂災害の防止◆ (2) 森林の適正管理◆ (3) 危険箇所(土砂災害)と避難 方法の周知
1-4	(1) 防雪資材の確保 (2) 除雪体制の整備
1-5	(1)多様な情報伝達・情報収集手段の確保◆(2)避難勧告等の適切な発令(3)住民や地域社会の自主的な避難行動の支援◆
2-1	(1) 災害時給水体制の強化 (2) 関係団体との連携による備蓄
2-2	(1) 災害に強い道路網の整備◆(2) 災害発生時の道路交通の確保◆(3) 緊急時の輸送体制の確立(4) 関係団体との連携による備蓄〔再掲〕
2-3	(1) 受援体制の強化 (2) 初期消火体制の強化〔再掲〕 (3) 消防力の維持・強化〔再掲〕
2-4	(1) 災害時の医療機能の維持
2-5	(1) 災害時における感染症等の予 防体制の整備
3-1	(1) 地域の治安維持の体制構築 (2) 災害に備えた交通安全対策 (3) 広域消防の再建及び強化
3-2	(1) 行政の業務継続体制の整備(2) 多様な情報伝達・情報収集手段の確保〔再掲〕(3) 職員の災害時対応力の向上(4) 受援体制の強化〔再掲〕

起きてはな らない最悪 の事態	施策
4-1	(1) 災害時エネルギー供給体制の整備 (2) 経済活動の維持
4-2	(1)関係団体との連携による備蓄〔再 掲〕(2)災害時給水体制の強化〔再掲〕(3)農業生産基盤の維持◆
5-1	(1) 災害時エネルギー供給体制の整備 〔再掲〕
5-2	(1) 水道施設の耐震化◆ (2) 災害時給水体制の強化〔再掲〕
5-3	(1) 災害時の汚水処理の確立
5-4	(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕(2) 災害発生時の道路交通の確保 〔再掲〕(3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕(4) 公共交通の機能維持
6-1	(1) 危険物の拡散・流出対策
6-2	(1)農業生産基盤の維持〔再掲〕 (2)森林の適正管理〔再掲〕
6-3	(1) 風評被害の防止
6-4	(1)避難所の機能と運営の強化◆(2)災害時における感染症等の予防体制の整備〔再掲〕(3)健康支援活動の体制整備
7-1	(1) 災害廃棄物の適切な処理体制の 構築
7-2	(1) 災害に強い道路網の整備〔再掲〕 (2) 災害発生時の道路交通の確保 〔再掲〕 (3) 緊急時の輸送体制の確立〔再掲〕
7-3	(1) 地域の防災活動の支援◆(2) 地域活動の場の確保(3) 応急仮設住宅の確保(4) 被災者の生活再建の支援

◆は重点施策

下仁田町国土強靭化地域計画 発行日:令和3年3月

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682

下仁田町総務課地域安全係